住所　北九州市八幡西区鷹の巣１丁目18番10―201号
黄信哲　昭和40年８月20日生
朴福美　昭和42年１月24日生
黄聖玲奈　平成８年３月22日生
住所　千葉県君津市中野３丁目４番35号
黄浩人　平成３年５月８日生
住所　東京都足立区扇２丁目29番５号
大秋子　昭和20年11月23日生
住所　東京都江東区辰巳１丁目７番28―316号
崔奈津美　昭和60年11月20日生
住所　東京都三鷹市新川２丁目13番８号
姜忠寿　昭和43年３月４日生
住所　三重県桑名市矢田磧21番地１
朴美奈　平成５年６月22日生

○外務省告示第百八十号

ホンジュラス共和国政府は、平成二十五年四月二日にニューヨークで作成された「武器貿易条約」の批准書を、平成二十九年三月一日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十九年五月三十日にホンジュラス共和国について効力を生ずる。

（平成二十九年三月一日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十九年五月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百八十一号

平成二十九年五月四日にイスラマバードで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

平成二十九年五月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、パキスタン・イスラム共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とパキスタン・イスラム共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二十六億六千五百万円（二、六六五、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、イスラマバード・ブルハン送電網増強計画（フェーズ1）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、パキスタン・イスラム共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、パキスタン・イスラム共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　年間の利子率は、六箇月の貸出しに適用される適用可能なロンドン銀行間取引金利に〇・一パーセントを加えたものとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、(b)に規定する利子率が〇・一パーセントよりも低い場合には、年間の利子率は〇・一パーセントとする。

(d)　(b)及び(c)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(e)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後八年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(e)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、パキスタンの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　パキスタン・イスラム共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　パキスタン・イスラム共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してパキスタン・イスラム共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためパキスタン・イスラム共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　パキスタン・イスラム共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してパキスタン・イスラム共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　パキスタン・イスラム共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びパキスタン・イスラム共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　パキスタン・イスラム共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をパキスタン・イスラム共和国政府に代わって確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千十七年五月四日にイスラマバードで

パキスタン・イスラム共和国駐在

日本国特命全権大使　倉井高志

パキスタン・イスラム共和国

財務・歳入・経済・統計・

民営化省経済担当次官補

アンジュム・アサド・アミン殿

（パキスタン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をパキスタン・イスラム共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年五月四日にイスラマバードで

パキスタン・イスラム共和国

財務・歳入・経済・統計・

民営化省経済担当次官補

アンジュム・アサド・アミン

パキスタン・イスラム共和国駐在

日本国特命全権大使　倉井高志閣下

○財務省告示第百四十九号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十九年四月二十五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十九年五月二十六日

財務大臣　麻生　太郎